

Travellers Autobarn Japan レンタル利用規約

2026 年 8 月 18 日更新

この契約は、Travellers Autobarn（株式会社 ROOTS MOBILITY）とレンタル契約書に記載された借受人（レンター）との間で締結されます。借受人には、公認運転者および支払いに使用されるカード所有者も含まれます

第 1 項：定義 「車両 (Vehicle)」には、契約書に記載された車両のほか、すべての装備、付属品、タイヤ、工具、および追加のレンタル品が含まれます。

第 2 項：貸渡契約の成立 貸渡契約は、借受人が当社所定の手続きを行い、当社がこれを承諾した時点で成立するものとします。予約の申込みは貸渡契約の成立を保証するものではなく、車両の在庫状況その他の事情により貸渡しをお断りする場合があります。

第 3 項：車両の状態、貸出および返却 車両は良好な状態で提供され、返却時は通常の摩耗を除き、貸出時と同じ状態で返却しなければなりません。貸出時間は月～土の 10:00～16:00、返却は 15:00 までです。返却予定時間を 59 分過ぎると **25,000 円の罰金**が発生し、その後 1 日遅れるごとにさらに 25,000 円が加算されます。

第 4 項：レンタル期間、距離 レンタル日数は暦日で計算され、走行距離は無制限です。料金は日本円 (JPY) で、消費税が含まれています。

第 5 項：複数回のレンタル 3 ヶ月以内の連続したレンタルは、長期割引の対象として合算できる場合があります。

第 6 項：レンタルの延長と変更 延長には事前の書面承認と支払いが必要です。貸出の 7 日前以内の日程変更には、**25,000 円の手数料**がかかる場合があります。当社の承諾なく貸渡期間を延長した場合は、当社が定める超過料金および損害金を請求できるものとします。

第 7 項：中途解約 借受人は、レンタル期間中であっても車両を返却することができます。ただし、契約期間満了前に返却した場合であっても、未使用期間に係るレンタル料金の返金はいりません。

第 8 項：車両の変更 予期せぬ事情により、会社は同等またはそれ以上のクラスの車両を代替として提供する権利を有します。

第 9 項：レンタルの拒否 会社は、独自の判断でレンタルを拒否する権利を保持します。

第 10 項：運転免許証 有効な免許証、**国際運転免許証 (IDP)**、およびパスポートの提示が必要です。スイス、ドイツ、フランス、ベルギー、モナコ、台湾の免許保持者は、公式な日本語翻訳文も必要です。

第 11 項：年齢制限 運転者は **18 歳から 80 歳まで**に限られます。

第 12 項：車両の使用制限 酒気帯び運転、無許可運転、危険な運転、日本の道路交通法に違反する行為は禁止されています。また、車内での喫煙、ペットの同伴、火気（キャンドルや蚊取り線香）の使用も厳禁です。

第 13 項：生活・キャンプキット 寝具や調理器具などの生活備品セットを有料で提供しています。

第 14 項：チャイルドシート 4,000 円で提供可能ですが、設置は借受人の責任で行う必要があります。

第 15 項：燃料 満タンで貸し出されるため、**満タンで返却**してください。不足している場合は、燃料代に加え **5,000 円の給油手数料**が請求されます。

第 16 項：SIM カード データ通信用の SIM カード（15 日間 3,980 円～）や、免許翻訳サポート（10,000 円）を提供しています。

第 17 項：キャンセル料 14 日前までは 20,000 円、7 日以内は総額の 50%、当日は総額の 100%となります。

第 18 項：予約金と支払い 当社は、予約の確定にあたり、予約金（デポジット）の支払いを求めることがあります。予約金の金額、支払期限および支払方法は、当社が別途定めるものとします。レンタル料金の残額は、当社が指定する期日までに支払うものとします。クレジットカードその他の決済手段を利用する場合は、当社が別途定める決済手数料が適用されることがあります。銀行振込による支払いは、貸渡日までに完了するものとします。

第 19 項：交通違反、通行料、不法駐車 駐車違反等の際は、借受人自ら警察署へ出向いて反則金を支払う義務があります。会社が代わりに支払った場合は、反則金に加えペナルティ料金や手数料を請求します。

第 20 項：未舗装路（オフロード）や砂浜の走行は禁止です。また違反した場合、保険オプションは無効となり、損害を全額負担することになります。当社が貸し出す車両は 2WD 車です。4WD 車専用道路や 4WD 車以外の通行が禁止されている道路への進入は禁止します。当該道路を走行したことに起因して発生した事故、故障、車両損傷、レッカー費用その他一切の損害については、保険・補償制度の適用対象外とし、借受人の全額負担とします。

第 21 項：未舗装道路の走行によるスタック、誤使用による車両の故障など借受人のミスによるロードサービスの出動は、自己負担となります。

第 22 項：カスタマーケア 電話（+81 476 94 3133）または公式 LINE にて、午前 9 時から午後 5 時まで対応しています。

第 23 項：修理と機械的故障 10,000 円未満の軽微な修理は事後精算可能ですが、**10,000 円を超える場合は事前の承認**が必要です。

第 24 項：日常点検とメンテナンス レンタル期間中、オイル、冷却水、バッテリーの毎日点検は借受人の責任です。

第 25 項：タイヤ タイヤの状態（溝の深さ、摩耗、損傷）を毎日点検する義務があります。

第 26 項：所有物の損害、紛失、盗難 車内の私物の紛失や損傷について、弊社は一切の責

任を負いません。

第 27 項：車両の損傷・事故 事故の際は直ちに走行を停止し、**警察と会社へ報告**してください。警察への未報告や契約違反がある場合、保険の恩恵は受けられません。借受人は事故が発生した場合、直ちに負傷者の救護および危険防止措置を講じるとともに、警察および当社へ速やかに連絡し、その指示に従うものとします。

借受人は当社の承諾なく相手方との示談その他の合意を行ってはなりません。

第 28 項：保証金と免責オプション スタンダードプラン（免責保証金 15 万+ノンオペレーションチャージ）、プロテクションプラス（1 日 3,000 円、保証金 0 円）の 2 つの保険プランがあります。保険・補償内容の詳細はレンタル契約書または当社ホームページに定める内容によります。

借受人が本約款に違反した場合または保険会社の免責事由に該当する場合は保険・補償の適用を受けることができません。

事故、盗難、故障、汚損等により車両の修理または清掃が必要となった場合は、営業補償の一部として次のノンオペレーションチャージ（NOC）をご負担いただきます。

修理期間が 1 週間以内：3 万円

修理期間が 2 週間以内：6 万円

修理期間が 15 日以上：12 万円

修理期間が 21 日以上：20 万円

第 29 項：全責任 以下の場合、**保険の有無にかかわらず、借受人が損害の全額を負担**します：

1. 本契約の条項に違反した場合。
2. 第 10 項の禁止事項に違反して車両を使用した場合。
3. 不注意な運転による損害。
4. 未舗装路や砂浜での走行による損害。
5. 洪水、河川、海水などによる浸水・水没。
6. ボンネットや屋根の上に座る・立つなどの無謀な行為。
7. 誤った燃料の給油。
8. スノーチェーンの誤用。
9. 個人所有物の紛失や損傷。
10. **車両上部（屋根）、または車両下部**への損傷。
11. オイルやタイヤの点検など、日常の維持管理を怠った場合。
12. 鍵の紛失、破損、閉じ込み、および無施錠による盗難。
13. 交通法規を無視したことによる、第三者の車両や財産への損害。
14. 安全確保のための適切な措置を講じなかった場合。

15. ぬかるみや砂地、雪道でのスタックからの回収費用。

16. 同乗者の私物の損傷。

第 30 項：金銭的義務と支払 レンタル料や交通違反金、損害費用などは、提供されたクレジットカードから引き落とされることに同意するものとします。

第 31 項：一般規定 本契約は当事者間の合意のすべてであり、口頭での約束は無効です。

第 32 項：契約解除 当社は、次の場合には催告なく貸渡契約を解除し、車両を回収できるものとします。

1. 約款に違反した場合
2. 虚偽の申告をした場合
3. 酒気帯びその他安全運転ができないと判断した場合
4. 料金その他債務を支払わない場合
5. 車両の管理上重大な支障があると当社が判断した場合

第 33 項：プライバシー 当社は、借受人の個人情報をレンタカー業務の遂行、法令に基づく対応、事故処理およびサービス向上の目的で利用します。

その他の取扱いについては、当社プライバシーポリシーによります。

第 34 項：準拠法 本契約は日本法に準拠します。

第 35 項：合意管轄 本契約に関して紛争が生じた場合は、当社本店所在地を管轄する地方裁判所または簡易裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

第 36 項：借受人の保証 借受人は、提供したすべての情報が真実であることを保証します。

第 37 項：料金、規約の変更 料金および規約は、予告なく変更される場合があります。

署名日： _____

署名： _____